

公 示

準特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

令和6年8月30日

四国運輸局長 河野 順

記

別添のとおりとする。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和5年度末 車両数(両)	令和5年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
香川県	高松	372	331	782	52.4
	中讃	159	141	325	51.1
徳島県	徳島	315	280	576	45.3
愛媛県	松山	515	458	918	43.9
	東予	103	92	216	52.3
	今治	125	111	219	42.9
高知県	高知	350	311	638	45.1

※上記「令和5年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 366 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量 (最小二乗法に より算定)*1	輸送需要量の算定				
			総実車キロ				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
香川県	高松	6,062,560	9,556,713	5,649,285	5,666,403	6,968,348	7,290,899
	中讃	2,675,454	3,832,142	2,665,226	2,599,187	3,077,447	3,020,341
徳島県	徳島	5,070,272	7,934,521	5,116,717	4,655,411	5,803,929	6,153,382
愛媛県	松山	9,688,948	16,486,579	9,719,809	9,696,948	11,687,016	11,840,828
	東予	2,152,872	3,393,687	2,261,797	2,267,021	2,477,623	2,555,389
	今治	1,744,720	2,535,380	1,811,621	1,708,659	1,914,541	2,051,290
高知県	高知	7,144,823	11,772,868	6,787,729	6,870,924	8,083,119	8,896,249

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定				
		平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
					上限値*3	下限値*3
香川県	高松	16,600,835	0.45	135,606	0.80	0.90
	中讃	7,023,849	0.46	56,470	0.80	0.90
徳島県	徳島	13,771,362	0.47	116,780	0.80	0.90
愛媛県	松山	29,048,616	0.44	198,067	0.80	0.90
	東予	6,128,516	0.48	41,411	0.80	0.90
	今治	4,961,413	0.46	48,315	0.80	0.90
高知県	高知	22,223,420	0.40	128,378	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1……「輸送需要量」は、過去5年間(令和元年度から令和5年度)における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2……「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和元年度から令和5年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3……実働率の「上限」は80%、「下限」は90%